

1. 申請に必要な書類（測量・建設コンサルタントを希望する場合）

No. 1～No. 13は番号順にA4フラットファイル（黄色指定）に綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を明記して下さい。又、No. 14～No. 17は綴じずにクリアーホルダーに挟んで提出して下さい。

A4フラットファイル（黄色指定）に綴じる書類	
No.1	<p>入札参加資格審査申請書（様式2）「記入例参照」</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の印鑑は実印（法務局又は市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印 訂正する場合は実印にて訂正すること。 希望業種は測量・建設コンサルタント等分類表の大分類から3業種以内を選択すること。（注意）支店長、営業所長等受任者が申請することはできません。
No. 2	<p>登録証明書等（複写可）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業上必要とする登録等の証明書で資格審査基準日（令和3年1月18日）から遡って3箇月以内に発行されたもの。 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントを希望する者は、各登録規程に基づく直近の現況報告書一式の写し。 測量業を希望する者は測量法第55条の8により国土交通省へ届け出た直前1年の財務に関する書類一式の写し。 最新の現況報告書等について申請中の場合は「控え」の提出で可 希望業種以外の書類は添付しないこと。
No. 3	<p>決算報告書（複写可）</p> <p>※全社提出（No. 2で現況報告書等直前1年の財務諸表が含まれた書類を提出した者は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は直前1年分にかかる決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの） ※貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書が必要です。 個人の場合は直前1年分にかかる確定申告書及び計算書類一式（平成31・令和元年分で可）
No. 4	<p>登記簿謄本又は身分証明書（複写可）</p> <p>※全社提出（資格審査基準日から遡って3箇月以内に発行されたもの。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は登記簿謄本 個人の場合は本籍地の市町村長が発行する身分証明書
No. 5	<p>営業所一覧表（様式5）※内容が同じであれば独自様式でも可</p> <p>※全社提出（No. 2で提出した現況報告書等に記載されている内容に変更がない場合不要）</p>
No. 6	<p>業務経歴書（様式6）※内容が同じであれば独自様式でも可</p> <p>※全社提出（No. 2で提出した現況報告書等に記載されている場合は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請を行う前々年の1月1日から前年の12月31日に完了又は着手した業務を希望種目ごとに記入する。
No. 7	<p>納税証明書（複写可）</p> <p>※国税については、全社提出</p> <p>※市税については、泉大津市内に本店又は営業所を有するもの、市内個人事業主、その他泉大津市に課税対象を有する者は提出が必要</p> <p>※府税については、提出の必要はない。</p> <p>[法人] 1. 本店にかかる法人税及び消費税（国税） 2. 泉大津市が課税しているもの全て</p> <p>[個人] 1. 所得税及び消費税（国税） 2. 泉大津市が課税しているもの全て</p>

	<p>注1. 国税（法人税・消費税・所得税）については、（その3の2個人用、その3の3法人用、その3未納の税額がないこと用）のいずれかの写しとする。</p> <p>納税義務がない場合でも未納税額のない証明（その3）が発行されますので必ず提出してください。</p> <p>注2. 泉大津市税の納税証明書については本市税務課にて「未納のないことを証する納税証明書」をおとりください。（複数の課税対象があっても1枚取得すればよい）</p> <p>但し、新たに市内に本店又は営業所を置かれた法人は、税務課に届けている「法人等の開設届出書」の写しを提出してください。万一、当該届出書を紛失している場合は、法人市民税に係る納税証明書を別途添付してください。（前回申請で登録している市内本店・営業所については提出不要です。）</p> <p>なお、納税証明書の交付には実印の持参や適正な委任状が必要です。事前に税務課でお確かめください。</p> <p>市内の法人、個人事業主の方は課税額がない場合でも「未納のないことを証する納税証明」が発行されますので必ず提出してください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により特例猶予を受けている方は、指定する納税証明書が発行されません。その場合は、猶予許可通知書の写し等を提出していただくことにより、申請可能です。詳細は、Q & Aを確認してください。</p> <p>注3. 資格審査基準日から遡って3箇月以内に発行されたものを提出すること。</p>
No. 8	<p>印鑑証明書（原本）</p> <p>※コンサルタントの他に 役務・物品を同時申請の場合は、原本1通で他は複写可。</p> <p>複写には「例：コンサルタントに原本添付」と分かるように付箋等で記すこと。</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人にあつては法務局が、個人にあつては市町村長が発行するもの。 ・資格審査基準日から遡って3箇月以内に発行された原本を提出すること。
No. 9	<p>使用印鑑届（様式7） ※内容が同じであれば独自様式でも可</p> <p>※全社提出 ・使用印鑑届は、鮮明に押印のこと。実印と使用印が同じでも必要です。</p>
No. 10	<p>委任状（様式8） ※内容が同じであれば独自様式でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社が遠隔地にある等の理由により入札、契約、代金受領等の権限を支店長や営業所長等（受任者）に委任する場合のみ提出。 <p>（注意）委任先については、No.2で現況報告書を提出している場合、記載されている営業所であることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。
No. 11	<p>技術職員名簿（貴社の様式）</p> <p>※全社提出（No.2で提出した現況報告書等に記載されている内容に変更がない場合不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店等受任地契約とする場合は、支店配置の技術者のみで可 ・審査基準日現在、恒常的に雇用している技術者について氏名、法令等による免許等を記載したもの。
No. 12	<p>障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式9）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所への報告義務（常用雇用45.5人以上）があるものは、達成確認と報告書写しの添付 ・報告義務のないもの（常用雇用45人以下）は「報告義務なし」に○をつける。

No. 1 3	<p><u>泉大津市暴力団排除条例に係る誓約書</u>（様式 1 8）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の印鑑は実印（法務局又は市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印
---------	--

クリアーホルダーに挟む（ファイルに綴じない）書類

No. 1 4	<p><u>測量・建設コンサルタント用実績高調書</u>（様式 1 0 コンサル）「記入例参照」</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の決算書より、記載の指示に従い作成すること。
No. 1 5	<p><u>業者カード</u>（様式 1 3 コンサル）「記入例参照」</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式は（表）、（裏）の 2 枚となっているが必ず両面コピーのうえ 1 枚で提出すること。 ・ISO を認証取得していれば、その項目をチェックし、証明書等の写しを A4 フラットファイル末尾に添付のこと。障害者雇用については、達成・未達成・義務無のいずれかに○をつけること。 ・業者カードは重要書類であるため正確且つ丁寧に記入すること。
No. 1 6	<p><u>申請書チェックシート</u>（様式 1 6）</p> <p>※全社提出 ・用紙の指示に従い記入</p>
No. 1 7	<p><u>返送用封筒</u></p> <p>※市外業者（郵送受付）のみ ・返送先を明記し、84円分の切手を貼ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数業種（コンサルタントと役務等）同封での申請の場合は、1 通で可